

犯罪被害者等に対する心理療法についての現状把握に関するヒアリング

日本フェミニストカウンセリング学会代表理事
ウィメンズカウンセリング京都 井上摩耶子

I 犯罪被害者等に対するフェミニストカウンセリングの実施状況

1 対象者（被害者等）の特性、症状について

- ① フェミニストカウンセリングは、「女性による女性のため」のカウンセリングといる特徴をもつため、「男性から女性への暴力」被害者が多く来所される。カウンセラーが全員女性であるため、女性被害者にとっては性暴力被害の詳細を話しやすく、そのため信頼関係を早期に築くことができる利点がある。
- ② 具体的には、性暴力被害者としての強姦・強制わいせつ・セクシュアルハラスメント・児童期の性虐待被害者と、DV被害者などである。
- ③ 上記の人たちの症状は、性暴力被害者のASD(急性ストレス障害)、PTSD(心的外傷後ストレス障害)、長期反復する被害を受ける児童虐待やDVの被害者は、「複雑性PTSD」。また、ASD、PTSDを発症せずに、うつ病、不安障害(パニック障害)、アルコール依存もみられる。

2 フェミニストカウンセリングの費用は、ウィメンズカウンセリング京都では、1995年の開業以来、50分～1時間5000円(2005年より250円の消費税を加算)。

3 フェミニストカウンセリングの内容と効果

- ① 従来の伝統的カウンセリングと異なり、犯罪被害(性暴力)を被害者の内面の問題とせず、「問題を外在化」する。したがって、刑法、セクハラ規定、DV防止法などに準拠して、被害者の語る被害状況などを聞き、彼女が被害者だと確信したときには「あなたは悪くない。悪いのは加害者である」と明言し、彼女の「被害者化」を促す。
- ② 次に2つの心理教育を実施する。
 - i 被害者の被害に関わらせながら、「強姦とは」「強姦被害者の心理や行動」などについて心理学的、精神医学的な説明や情報提供をする。
 - ii 犯罪の精神的後遺症である症状、たとえばPTSDについての心理教育、「PTSDは、異常な事態への正常な反応です」から始めて、PTSDの主要3症状についての心理教育をする。

- ③ フェミニストトラウマ・カウンセリングの実施（暴露療法+ナラティブ・アプローチ）
まず、「基本的安全感」を回復し、次いで、トラウマの想起と服喪追悼によって「外傷ストーリーを再構築」し、最終的には、暴力によって失ってしまった他者や世界への信頼感を取り戻し、自己や世界との「再統合・再結合」をはかる。

- ・ジュディス・L・ハーマン著、中井久夫訳『心的外傷と回復』みすず書房、1996年
- ・E・B・フォア他、金吉晴・小西聖子監訳『PTSDの持続エクスポージャー療法——トラウマ体験の情動処理のために』星和書房、2009年
- ・M・シャウアー他、森茂起監訳『ナラティブ・エクスポージャー・セラピー——人生史を語るトラウマ治療』金剛出版、2010年

- ④ 被害者のアドヴォケイト（代弁・擁護）活動として、法廷や大学などのセクハラ調査委員会への意見書提出や専門家証言を実施している。法廷や弁護士事務所への同行支援も行う。

- ⑤ i 年間カウンセリング実施件数は、おおよそ1200～1300件数であり、性暴力件数（DV被害者は除く）は全体の約30%～40%（360件数、480件数～390件数、520件数）を占める。

ii 被害者の来所経緯は、自分からと、医療機関（精神科、心療内科など）、弁護士、警察、大学などからの送致による。

iii 平均的な継続治療期間は1年半。隔週のカウンセリングが多いので、36面接で189,000円のカウンセリング料となる。しかし、近親姦被害者の場合などには、他者や社会に対する認知が障害されているので、現実適応への確認作業のために4年、5年（月に1回程度）といった長期にわたるカウンセリングを実施する場合もある。逆に、10回程度で終結するケースもある。また、カウンセリング料金については、仕事を辞めざるをえなくなった性暴力被害者には資力がなく、減免制度（自己申告制）により無料や1回1050円～3150円しか払えない場合も多い。夫から逃れたDV被害者も同様である。

II フェミニストカウンセラーの現状

1 フェミニストカウンセリングの定義

女性クライアントの問題は、女性クライアントの個人的欠陥ではなく、また生育歴だけでも還元できない。その原因は、社会文化的要因にあると考えている。それゆえに、フェミニストカウンセリングは「個人的な問題は社会的な問題である」を理念とし、男女共同参画の視点に立ち、女性の人権侵害を扱う心理カウンセリング

であり、認知行動療法やナラティブ・アプローチをその基盤としている。さらに、個人だけではなく、社会を変えることも志向し、男女共同参画社会の実現を目指し、被害者のアドボケイト（代弁・擁護）活動はその一環である。

2 フェミニストカウンセリングを受けられる機関、場所

開業のフェミニストカウンセリング・ルーム、男女共同参画センターの女性相談、京都府配偶者暴力支援センター、大学や行政のセクハラ相談窓口、民間シェルターなど。

3 フェミニストカウンセリングの活動分野は福祉、医療、教育にあり、フェミニストカウンセリングの対象者もその各分野に存在する。

4 フェミニストカウンセラーの認定および資格取得後の研修

① 資格取得要件

- i 心理学教育歴——4年生大学または大学院で、心理学、社会福祉学、教育学、社会学、看護学、医学の単位取得。それがない場合には、放送大学などで心理臨床 38 単位を取得すること。
- ii フェミニストカウンセリング研修歴——フェミニストカウンセリング学会の主催する基礎コース 3 回、専門コース 2 回、臨床技法コースの「コースⅢ」を 1 回、実践コース 1 回、研究コース 1 回。
- iii カウンセリング臨床の経験時間——経験時間は総計 300 時間以上。①心理面接 150 時間以上、②電話相談 80 時間以上、③CR（意識覚醒グループ）やサポートグループなどのファシリテート経験時間 70 時間以上。
- iv フェミニストとしての活動歴——福祉機関や民間の女性支援グループなどでの活動経験 6 カ月以上。

② 資格審査

1次審査は、論文、ケース記録、評価表（フェミニストカウンセラーとしての自己評価と他者による評価）による審査。

2次審査は、外部委員 2 名と内部委員 2 名による面接審査。

③ 資格取得後の研修——フェミニストカウンセリング協会への登録と資格更新の必要。5年ごとの資格更新は、ポイント制で、5分野中の3分野以上において、計40ポイントを取得しなければならない。5分野とは、全国大会への参加（シンポジスト、分科会主催など）、ジャーナルへの投稿（論文、研究ノートなど）、研修参加（基礎・専門・臨床技法・実践・研究コースなど）、講師活動（上記各コースで

の講師)、所属ルームでの講座企画・運営・講師活動など)。協会員を全国4ブロックに分けて、年4回、アプローチ研究会を開催。また、協会員は、「倫理綱領」を遵守しなければならない。

5 業務形態（上記2を参照）

ウィメンズカウンセリング京都では、開業の他に、京都府下・市の男女共同参画センター、配偶者暴力支援センター、大学・病院・宗教団体などとの委託契約によりカウンセリングを実施している。

6 報酬の実態

保険給付など無し。

7 現場における医療（医師）との連携の実情と問題

京都市内で信頼できる精神科医と心療内科医との連携がある。しかし、性暴力やDV被害について知識のない医師も多く、最近も、ある病院の精神科医師がDV被害者を、「戦争や災害でしかPTSDには罹患しない」と叱責したことがあった。